

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和8年10月1日現在)

1 大多喜町地域包括支援センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0470-82-2168 (午前8時30分～午後5時15分)

担 当 大多喜町地域包括支援センター

2 大多喜町地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所の概要）

(1) 概要

運営主体法人名・法人種別	大多喜町役場	
運営主体の所在地	千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地	
代表電話番号・FAX 番号	TEL 0470-82-2111	
運営主体の代表氏名	大多喜町長 平林 昇	
事業所名	大多喜町地域包括支援センター	
サービス提供地域	大多喜町内	
事業所番号	千葉県知事指定 1207200013 号	
管理者氏名	センター長 関 智子	
事業所の所在地	千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93番地	
事業所電話番号・FAX 番号	TEL 0470-82-2168	FAX 0470-82-4461
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先	
	TEL 0470-82-2168	
第三者評価の実施状況	未実施 (大多喜町地域包括支援センター運営協議会に事業報告を行っている)	

(2) 職員体制

職種	人員配置
管理者	1名 (主任介護支援専門員)
保健師	1名
社会福祉士	1名
介護支援専門員	1名

(3) 営業時間（窓口対応時間）

月曜日～金曜日	8:30 ~ 17:15
---------	--------------

上記以外の日時は基本的には休業としますが、緊急の場合は対応します。

※休業日：土・日・国民の祝日に関する法律に定める休日
12月29日～翌年1月3日

3 サービスの概要

(1) ケアプランの作成（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

- ① 担当職員が利用者宅等を訪問させていただき、生活の様子やご希望をうかがい、解決すべき課題を把握します。
- ② 地域の介護予防サービス事業者等が行っているサービス内容等の情報を提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
- ③ 提供される介護予防サービス等の目標、達成時期、介護予防サービス等を行ううえでの留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。

(2) 経過観察・介護予防ケアプランの見直し

- ① 介護予防ケアプラン作成後、サービス計画の目標に沿ってサービスが行われるように、また、介護予防の観点から、利用者の状況に応じてサービスが提供されるように、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 介護予防ケアプランの実施状況を把握するため、必要に応じて利用者宅等への訪問又はテレビ電話装置等を活用した面接を行い、利用者の状態の変化等に応じて介護予防ケアプランの見直しを行います。

(3) 要介護認定等に係る申請の援助

利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請に必要な援助を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

基本的に自己負担はありません。

なお、保険料の滞納などにより利用者負担が発生する場合があります。

5 サービス(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)の利用について

(1) サービス利用の開始

本サービスについては契約書を締結したのち、提供が開始されます。

(サービス提供にあたっては契約締結が必要です)

(2) サービスの終了について

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

解約については、いつでも通知していただくことができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

契約を継続し難いやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了の30日前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ 利用者が要支援者として認定されなくなった場合
- ・ 利用者が介護保険施設やグループホームへ入所・入居した場合
- ・ 利用者が(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用した場合
- ・ 利用者がサービス提供地域外に転居した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の担当職員に対して、背信行為等を行い、本契約を継続し難い重大な事由があった場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

(3) その他

- ・利用者やご家族は支援計画書に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、また当該事業所を支援計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ・当事業所における支援を行う中で把握した日常生活に関する内容を、主治の医師、歯科医師、薬剤師に利用者様の了解を得た上で、情報共有を行い、連携して支援します。
- ・入院時には、担当ケアマネジャーの氏名や事業所名、連絡先等を入院先の医療機関へ情報提供できるようご協力をお願いします。

6 事故発生時の対応

事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、その他の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

7 秘密の保持

業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を、あらかじめ個人情報使用同意書により得ます。

8 業務の委託

当事業所は、利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する介護予防ケアマネジメント、介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

9 高齢者虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止検討委員会を定期的に開催します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報します。

虐待防止に関する担当者	大多喜町地域包括支援センター 管理者
-------------	--------------------

10 サービスの相談・苦情

(1) 当地域包括支援センターの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及びサービスについてのご相談・苦情を承ります。

名 称 地域包括支援センター管理者(地域包括支援センター長)
電 話 0470-82-2168

(2) 当地域包括支援センター以外に、市町村の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

名 称 大多喜町役場 健康福祉課 介護保険係
電 話 0470-82-2168

電話 043-254-7428 (苦情相談専用)

令和 年 月 日

説明者名

氏 名

利用者との続柄()